

羽 島 市 の 環 境

令和7年

羽島市 生活環境部 生活環境課

【市民憲章】

わたくしたちの先人は、木曾・長良の水による試練に耐えて、豊かな土地と、すばらしい文化をつくりあげてきました。

わたくしたちは、この伝統ある羽島市民として、限りない誇りと希望をもち、より充実した日々をすごすため、

- 1 安全に努め、健康なまちをつくります。
- 1 教養を深め、文化の高いまちをつくります。
- 1 自然を愛し、緑豊かなまちをつくります。
- 1 仕事に励み、活気のあるまちをつくります。
- 1 家庭を守り、心のふれあうまちをつくります。

(昭和54年4月1日制定)

目 次

第1章 総 論

第1節 羽島市の概要

1 羽島市の位置	1
2 気候	2
3 人口及び世帯	3
4 土地利用の状況	4

第2節 環境保全への取組み

1 環境政策体系	5
2 環境保全の施策	5
3 公害状況・環境に関する通報	6

第2章 環境保全の現状と対策

第1節 大気汚染の現状と対策

1 概 要	8
2 現 状	8
(1) 二酸化硫黄 (SO ₂)	
(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)	
(3) 二酸化窒素 (NO ₂)	
(4) 光化学オキシダント	
(5) 微小粒子状物質 (PM _{2.5})	
3 対 策	11
(1) ばい煙発生施設等発生源の抑制	
(2) 工場・事業場の規制及び指導	
(3) 緊急時の措置	

第2節 水質汚濁の現状と対策

1 概 要	14
2 現 状	14
(1) 主要河川の水質	
3 対 策	16
3-1 生活排水対策	
(1) 啓発活動	
(2) 公共下水道の整備	
(3) 合併処理浄化槽設置補助金の交付	
3-2 排水規制 (工場・事業場の規制及び指導)	

第3節 騒音・振動の現状と対策

1 概 要	19
2 現 状	19
(1) 自動車騒音面的評価	
(2) 一般地域の環境騒音	
(3) 新幹線鉄道騒音	
(4) 特定建設作業騒音・振動	
(5) 工場及び事業場の騒音	
(6) その他の騒音	
3 対 策	23
(1) 新幹線鉄道騒音・振動対策	
(2) 特定建設作業騒音・振動対策	
(3) 工場・事業場の規制及び指導	

第4節 悪臭の現状と対策

1 概 要	25
2 現 状	25
3 対 策	26

第5節 地盤沈下の現状と対策

1 概 要	27
2 現 状	27
(1) 一級水準測量調査	
(2) 地下水位調査	
3 対 策	28

第6節 有害化学物質の現状と対策

1 概 要	29
2 現 状	29
3 対 策	29

第7節 一般廃棄物の減量及びリサイクル

1 一般廃棄物処理基本計画	30
2 現 状	31
3 対 策	31

資 料 集

1 環境行政の歩み	33
2 環境基準・規制基準	35
3 主な環境関係用語	48
4 羽島市環境基本条例	52
5 羽島市美しいまちづくり条例	56

第1章 総 論

第1節 羽島市の概要

1 羽島市の位置

羽島市の位置



羽島市は、東西 8.77km、南北 12.86km、面積 53.66 km²、岐阜県の西南部に位置し、木曽川、長良川に挟まれた高低差の少ない平坦地で構成されている。

市役所の位置	東 西		南 北	
	経度・地名		緯度・地名	
東経 136° 42' 10"	極東	東経 136° 45' 24" 正木町南及	極南	北緯 35° 14' 22" 桑原町小薮
北緯 35° 19' 10"	極西	東経 136° 39' 36" 桑原町西小薮	極北	北緯 35° 21' 12" 足近町北宿
市役所の海抜	6.96m		12.86km	

資料: 令和 6 年版羽島市統計書

2 気候

羽島市の気候は温暖な気候である。夏は高温多湿で、冬は乾燥した晴天が多い。

【平均気温・雨量・平均湿度(月別)】

(単位:℃・mm・%)

年	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
区 分	平均気温	雨 量	平均気温	雨 量	平均気温	平均湿度	平均気温	平均湿度	平均気温	雨 量
1 月	7.3	56.0	4.4	57.0	3.7	74.8	4.8	76.0	5.4	30.5
2 月	6.5	56.0	6.7	46.0	3.7	76.9	5.9	68.3	7.4	67.0
3 月	10.0	90.5	11.1	182.0	10.0	68.1	11.8	65.7	8.1	115.0
4 月	12.5	154.5	14.4	190.0	16.1	69.7	14.9	67.3	17.0	92.5
5 月	19.9	169.5	18.7	228.0	18.9	66.8	19.5	68.7	18.9	97.0
6 月	24.2	205.5	23.5	210.0	24.0	75.3	23.4	76.4	23.5	121.5
7 月	25.0	352.0	27.4	173.0	27.3	80.0	28.4	74.8	28.7	146.0
8 月	29.8	83.0	27.3	354.0	28.0	80.2	29.2	77.4	29.7	128.5
9 月	24.9	155.5	23.6	215.0	25.6	79.0	26.8	78.4	27.8	79.5
10 月	17.4	182.0	19.4	34.0	17.8	73.4	17.7	72.5	20.8	83.0
11 月	13.3	36.0	12.5	68.0	14.1	75.3	13.0	77.8	13.9	60.5
12 月	6.8	22.0	6.8	124.0	6.2	76.3	7.8	77.4	6.4	2.5
平 均	16.5	130.2	16.3	156.8	16.3	74.7	16.9	73.4	17.3	85.3

資料：令和6年版羽島市統計書

令和4年から令和5年までの雨量公表値なし。

3 人口及び世帯

令和 7 年 3 月 31 日現在の人口は 66,246 人、世帯数は 28,384 世帯、一世帯あたりの人口は約 2.33 人となっている。

【年度別人口の推移】

(単位：世帯・人)

区 分	世 帯 数	人 口			1 世帯あたりの 人 口
		総 数	男	女	
令和 2 年度	26,995	67,241	33,202	34,039	2.49
令和 3 年度	27,174	66,920	32,956	33,964	2.46
令和 4 年度	27,660	66,729	32,901	33,828	2.41
令和 5 年度	27,953	66,412	32,746	33,666	2.38
令和 6 年度	28,384	66,246	32,735	33,511	2.33

※各年度 3 月 31 日現在の総人口

資料：住民基本台帳人口異動集計表

4 土地利用の状況

羽島市は、木曽川と長良川に挟まれた平坦地に展開しており、農業振興地域が 3,660ha と行政区域面積の約 7 割を占めている。

市街地は、市域の中央部に形成され、住宅地が竹鼻町を中心とした一般県道竹鼻停車場線及び市南部の旧一般県道羽島稲沢線沿線に、商業地が竹鼻町の中心街を核とした周辺地域、東海道新幹線岐阜羽島駅周辺地域、一般県道岐阜羽島線及び主要地方道大垣一宮線等の沿道地域に分布している。また、大垣一宮線以南において工場が分散立地しており、住工混在の状況となっている。

【地目別面積】

(単位：ha)

区 分	総 面 積	水 田	畑・果樹園等	そ の 他 (宅 地 等)	山 林
令和 2 年	5,366	1,521	622	3,223	0
令和 3 年	5,366	1,512	619	3,235	0
令和 4 年	5,366	1,501	610	3,255	0
令和 5 年	5,366	1,494	606	3,266	0
令和 6 年	5,366	1,487	603	3,276	0

※各年 1 月 1 日現在

資料：令和 6 年版羽島市統計書

【用途地域別面積】

区 分	面 積 (ha)	総面積に対する割合 (%)	用途地域に対する割合 (%)
総 面 積	5,366	100.0	—
用 途 地 域 指 定 面 積	1,420.5	26.5	100.0
第 1 種低層住居専用地域	68	1.3	4.8
第 2 種低層住居専用地域	6	0.1	0.4
第 1 種中高層住居専用地域	226	4.2	15.9
第 2 種中高層住居専用地域	52	1.0	3.7
第 1 種 住 居 地 域	347	6.5	24.4
第 2 種 住 居 地 域	92	1.7	6.5
準 住 居 地 域	43	0.8	3.0
近 隣 商 業 地 域	77	1.4	5.4
商 業 地 域	77	1.4	5.4
準 工 業 地 域	433	8.1	30.5
調 整 区 域	3,945.5	73.5	—

資料：羽島市統計書

第2節 環境保全への取組み

1 環境政策体系

(1) 羽島市第六次総合計画実施計画【後期】

令和2年度から令和6年度を計画期間とする「羽島市第六次総合計画実施計画【後期】」においては、環境保全に対する市民意識を一層高めるため、啓発活動の推進や市民参加による環境美化活動等を推進するとともに、公害に対する監視体制を強化することを施策の基本方針としている。また、5R運動の推進等により、ごみの減量化を進めるとともに、し尿処理についても適正な処理を行い、安定的な運営に努めることとしている。

なお、令和7年3月に「羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）」が策定され、省エネルギー化に向けた取組をより推進していくこととしている。

(2) 基本となる条例

羽島市では、平成31年4月に豊かで快適な環境の保全及び創出についての基本理念を定めた「羽島市環境基本条例」を制定した。また、令和3年3月には、羽島市環境基本条例に基づき、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「羽島市環境基本計画」を策定し、令和7年度に中間見直しを行った。

(3) 関連する条例

羽島市環境基本条例のほか、関連条例等により、豊かで快適な環境の維持に努めている。

- ・羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・同施行規則（廃棄物処理）
- ・羽島市美しいまちづくり条例・同施行規則（環境保全）

2 環境保全の施策

(1) 公害対策事業

水質、騒音等の監視、指導を行うことにより、公害のない環境を目指す。

- ① 市内河川等の水質検査を行い、水質状況を把握する。
- ② 県と合同で事業場に対して立入を行い、排水の検査を行う。
- ③ 市内の騒音を測定し、環境基準達成状況を把握する。

(2) 環境美化事業

良好な生活環境を確保する観点から、公害に限らず幅広く生活環境の美化を図る。

- ① 生活排水対策
 - ・希望する自治会に対し、家庭から出る廃食用油の回収を年4回行う。
- ② 羽島市美しいまちづくり条例の適用
 - ・雑草繁茂地の土地所有者に対して、土地の適正管理の指導を行う。
- ③ 羽島市環境美化看板支給要綱の実施
 - ・希望する自治会に対し、環境美化看板の支給を行う。

(3) 環境管理システム推進事業

平成 22 年度から、環境管理システムとして ISO14001 を基に自己宣言方式により運用し、羽島市におけるエネルギーの使用量を削減し、排出される温室効果ガスの削減を図ることにより、地球温暖化防止対策を行う。

3 公害状況・環境に関する通報

(1) 公害状況

公害防止計画は、環境基本法第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定により、現に公害が著しいか又は公害が著しくなるおそれのある地域であって、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難と認められる地域について、知事が策定するものである。羽島市については策定地域から除外されている。

個別の公害については典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下）のうち、「騒音」「振動」「悪臭」は羽島市が、その他は県が対応している。また、公害紛争処理法によりあっせん、調停、仲裁及び裁定の制度として県に公害審査会が設置されている。

(2) 環境に関する通報

「環境」という言葉は生活の幅広い範囲にわたって使用されるため、市民から多種多様な通報が生活環境部には寄せられる。令和 6 年度に市民から寄せられた環境関連通報件数は、下記のとおりとなっている。

【通報（対応）件数】

- ① 公害(典型 7 公害)事案通報件数 ・ ・ ・ 26 件
 - ・ 典型 7 公害として環境省へ報告した件数
(水質汚濁…4 件、騒音…10 件、振動…7 件、悪臭…5 件)
- ② 廃棄物の野焼き・焼却施設・埋立等に関する通報 ・ ・ ・ 102 件
- ③ 不法投棄通報件数 ・ ・ ・ 140 件
- ④ 美しいまちづくり条例に関する通報
 - ・ 環境美化看板支給枚数(自治会からの申請による) ・ ・ ・ 66 枚
(ふん害防止…23 枚、ポイ捨て禁止…15 枚
不法投棄防止…28 枚)
 - ・ 管理指導を行った雑草繁茂地の件数 ・ ・ ・ 213 件
- ⑤ その他の通報事案 ・ ・ ・ 92 件
(法令で規制されていないものも含む)

(通報の実例)

- | | |
|-----------|----------|
| ・ 隣家の木の越境 | ・ 犬のフン害 |
| ・ 野良猫の餌付 | ・ 作業場の粉塵 |
| ・ 魚斃死 | など |

【通報（対応）件数の推移】

項 目			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1.公害事案通報件数							
典型 7 公害	大気汚染		0	0	0	0	0
	水質汚濁		7	10	7	4	4
	土壌汚染		0	0	0	0	0
	騒音		7	5	9	10	10
	振動		2	1	9	2	7
	悪臭		3	6	4	2	5
	地盤沈下		0	0	0	0	0
	合計		19	22	29	18	26
2.廃棄物の野焼き・焼却施設・埋立等に関する通報			108	67	100	74	102
3.不法投棄処理件数							
家庭生活における生ごみ			34	51	44	0	10
紙くず、ぼろきれ等粗大ごみ以外のごみ			10	8	2	2	5
缶、ビン、プラスチック等焼却処分不可のもの			52	79	60	63	70
家電、家具、寝具等の粗大ごみ			42	54	62	49	45
その他の一般廃棄物			28	24	0	0	10
産業廃棄物			4	4	0	0	0
合計			170	220	168	114	140
4.羽島市美しいまちづくり条例に関する通報							
環境美化看板支給枚数	ふん害防止		42	27	32	29	23
	ポイ捨て禁止		—	25	21	20	15
	野焼き禁止		0	0	0	2	0
	不法投棄防止		59	46	59	29	28
	合計		101	98	112	80	66
管理指導を行った雑草繁茂地件数			212	191	235	207	213
5.その他			73	63	88	111	92

* 他部門対応分を除く。

資料：生活環境課、環境事業課

第2章 環境保全の現状と対策

第1節 大気汚染の現状と対策

1 概 要

大気汚染は、工場・事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排出ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件の下で生成される物質等により引き起こされる。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、微小粒子状物質（PM2.5）の6項目について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法により定められている（有害大気汚染物質を除く）。

羽島市における大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局（羽島測定局：羽島市保健センター南側）を設置し、県が汚染状況の常時監視に努めている。

2 現 状

令和6年度において、事業場からの大気汚染公害の発生は認められなかった。

(1) 二酸化硫黄（SO₂）

大気中の二酸化硫黄は、大気汚染物質の中でも代表的な物質であり、主として重油等石油系燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生するものである。その主な発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設である。

【二酸化硫黄の測定結果（羽島測定局）】

有効測定日数	測定時間	年平均値	基準超過日数 割合	基準超過日の 2日以上連続	長期的評価 の適否
(日)	(時間)	(ppm)	(%)	(有無)	適○ 否×
362	8,665	0.000	0.0	無	○

資料：令和7年岐阜県環境白書

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。

(2) 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径10μm（μm=千分の1mm）以下のものをいう。工場等のばい煙や自動車の排出ガスのほか、微小な黄砂粒子等も含まれる。

【浮遊粒子状物質の測定結果（羽島測定局）】

有効測定日数	測定時間	年平均値	基準超過日数 割合	基準超過日の 2日以上連続	長期的評価 の適否
(日)	(時間)	(mg/m ³)	(%)	(有無)	適○ 否×
363	8,706	0.013	0.0	無	○

資料：令和7年岐阜県環境白書

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。

(3) 二酸化窒素 (NO₂)

物の燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃料中に含まれている窒素分が酸化されてできるものがある。発生源としては、工場・事業場のばい煙発生施設や自動車の排出ガス等がある。

【二酸化窒素の測定結果（羽島測定局）】

有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値年間98%値	長期的評価の適否
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	適○ 否×
363	8,680	0.007	0.014	○

資料：令和7年岐阜県環境白書

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値の年間98%値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内もしくはゾーン以下であることを示す。

(4) 光化学オキシダント

大気中の炭化水素や窒素酸化物が紫外線を受けて、光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、光化学スモッグの原因物質とされ、粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。その発生は気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右される。

なお、令和6年度は、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく光化学スモッグ予報、光化学スモッグ注意報は、西濃・羽島地域において発令されなかった。

【光化学オキシダントの測定結果（羽島測定局）】

昼間測定日数	昼間測定時間	昼間年平均値	基準値超過 日数割合	基準値超過 時間割合	環境基準の適 否
(日)	(時間)	(ppm)	(%)	(%)	適○ 否×
365	5,439	0.033	19.7	5.0	×

資料：令和7年岐阜県環境白書

備考) 1 県環境管理課調べ

2 昼間は、午前5時から午後8時までを示す。

3 環境基準に適合しているとは、1時間値が0.06ppm（0.06ppmを超えた時間数がゼロ）以下であることを示す。

(5) 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。発生源としては、ディーゼルエンジン、工場・事業場での燃料の燃焼等からの一次粒子（粒子の形で大気中に排出されたもの）と、ガス状で排出された大気汚染物質が大気中での化学反応により粒子化した二次粒子がある。

【微小粒子状物質の測定結果（羽島測定局）】

有効測定日数	年平均値	日平均値の 年間98%値	基準値超過 日数割合	長期基準 の適否	短期基準 の適否	長期的評価 の適否
(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(%)	適○ 否×	適○ 否×	適○ 否×
363	9.3	23.5	1.1	○	○	○

資料：令和7年岐阜県環境白書

備考) 環境基準の長期的評価に適合しているとは、有効測定日数が年間250日以上あり、年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり（長期基準）、かつ、日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である（短期基準）ことを示す。

3 対 策

将来にわたって、大気汚染を未然に防止する観点から、測定局による常時監視、特定施設への届出義務、事業場への立入検査等の対策を講じている。

(1) ばい煙発生施設等発生源の抑制

大気汚染防止法（以下「大防法」という。）は、大気汚染の原因となるばい煙や粉じんを排出、又は飛散する施設を特定施設と定め、これらの施設を有する工場・事業場に届出義務を課すとともに、排出基準を定め規制している。また、岐阜県公害防止条例（以下「県条例」という。）は、大防法で定める特定施設以外の施設にも特定施設を定め、規制の強化を図っている。

さらに、大規模なばい煙発生施設等を設置しようとする場合には、県条例第 12 条の 2 の規定により、大防法及び県条例による届出前に協議を行うこととしている。

(2) 工場・事業場の規制及び指導

羽島市における大防法に基づくばい煙発生施設の設置工場及び事業場、施設は、令和 6 年度末において、43 事業場 102 施設、粉じん発生施設は 4 事業場 4 施設となっている。

また、県条例に基づく粉じん発生施設は 18 事業場 43 施設あり、ばい煙発生施設はない。

岐阜県では、大防法及び県条例に基づき、これらの工場・事業場に対して排出基準や施設の構造、使用基準等の遵守状況などを把握するため、立入検査を実施している。令和 6 年度は立入検査の結果、行政指導、処分はなかった。

(3) 緊急時の措置

岐阜県大気汚染対策要綱に基づき、オキシダント等による大気の汚染が著しくなり、一定の濃度を超え、注意報等が発令されたときは、排出ガスを基準以上排出する主要な工場及び事業場に対し、排出ガス量の削減を要請し、防災行政無線等を活用し一般市民への周知を行い、健康被害の未然防止に努めている。

発令の対象となる汚染物質は、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素、オキシダントが定められている。

また、PM2.5 についても「微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起のための暫定的な指針に関する岐阜県における運用方針」に基づき、日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に、屋外での活動を控えるよう呼びかけるなどの注意喚起を実施している。

【大気汚染情報の発令基準】

物 質	大気汚染予報
硫 黄 酸 化 物	①大気中における含有率の1時間値(以下「1時間値」という。)が 0.2ppm以上の状態で2時間継続した場合 ②1時間値が0.3ppm以上の状態になった場合 ③1時間値の24時間平均値が0.15ppm以上の状態になった場合
浮遊粒子状物質	①大気中における量の1時間値が2.0mg/m ³ 以上の状態になった場合
一 酸 化 炭 素	①1時間値が20ppm以上の状態で5時間継続した場合 ②1時間値が10ppm以上の状態で15時間継続した場合
二 酸 化 窒 素	①1時間値が0.4ppm以上の状態になった場合
オキシダント	①1時間値が0.1ppm以上の状態になった場合

物 質	大気汚染注意報
硫 黄 酸 化 物	①1時間値が0.2ppm以上の状態で3時間継続した場合 ②1時間値が0.3ppm以上の状態で2時間継続した場合 ③1時間値が0.5ppm以上の状態になった場合 ④1時間値の48時間平均値が0.15ppm以上の状態になった場合
浮遊粒子状物質	①大気中における量の1時間値が2.0mg/m ³ 以上の状態が2時間継続した場合
一 酸 化 炭 素	①1時間値が30ppm以上の状態になった場合
二 酸 化 窒 素	①1時間値が0.5ppm以上の状態になった場合
オキシダント	①1時間値が0.12ppm以上の状態になった場合

物 質	大気汚染緊急警報
硫 黄 酸 化 物	①1時間値が0.5ppm以上の状態で3時間継続した場合 ②1時間値が0.7ppm以上の状態で2時間継続した場合
浮遊粒子状物質	①大気中における量の1時間値が3.0mg/m ³ 以上の状態で3時間継続した場合
一 酸 化 炭 素	①1時間値が50ppm以上の状態になった場合
二 酸 化 窒 素	①1時間値が1ppm以上の状態になった場合
オキシダント	①1時間値が0.4ppm以上の状態になった場合

資料：岐阜県大気汚染対策要綱

【PM2.5の注意喚起のための暫定的な指針】

レベル	暫定的な指針となる値	行動の目安	注意喚起の判断に用いる値※3	
			午前中の早めの時間帯での判断基準	午後からの活動に備えた判断基準
	日平均値（μg/m ³ ）		5時から7時まで	5時から12時まで
			1時間値（μg/m ³ ）	1時間値（μg/m ³ ）
2	70 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。（高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。）	85 超	80 超
1	70 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では健康への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する。	85 以下	80 以下
（環境基準）	（35 以下※1）			

※1 環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。PM2.5に係る環境基準の短期基準は日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、日平均値の年間98パーセンタイル値で評価。

※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等。

※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値。

【微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起のための暫定的な指針に関する岐阜県における運用方針】

●注意喚起の実施の判断基準

PM2.5濃度の日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に、屋外で活動する機会の増える日中の行動の参考となるよう、次に掲げる判断基準に該当することとなった場合に、注意喚起を実施する。

(1) 午前中の早めの時間帯の判断基準

県内全測定局を対象として、各日の午前5時から7時までの1時間値の平均値のうち、2番目に大きい値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合

(2) 午後からの活動に備えた判断基準

県内全測定局を対象として、各日の午前5時から12時までの1時間値の平均値の最大値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合

●注意喚起の終了

注意喚起を実施した後、PM2.5濃度の改善がみられ、次に掲げる判断基準に該当することとなった場合は、注意喚起を終了する。

(1) 県内各測定局の1時間値が2時間連続して全て $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となった場合

(2) (1)に該当しない場合であって、日没の時間を経過した場合

第2節 水質汚濁の現状と対策

1 概 要

水質汚濁とは、河川、湖沼、海洋などの水域の水質が悪化することであり、事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲にわたって生じ、これによって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるときには、これを公害としている。水質の汚濁については、「健康項目」（人の健康の保護に関する環境基準）と、「生活環境項目」（生活環境の保全に関する環境基準）があり、その達成に向けて「水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）」等に基づき対策が進められている。

2 現 状

生活排水等が主な汚濁源となる有機物による汚れの度合を表す水質指標であるBODの河川水質状況を中心に現状を報告する。

(1) 主要河川の水質

令和6年度の主要河川の水質調査は、岐阜県が水濁法第15条に基づき監視している木曽川、長良川、境川、桑原川を含む70河川（測定点123地点）で実施したほか、羽島市独自（測定点7地点）で実施した。

【環境基準の達成基準】

水質は、公共用水域が通常の状態にあるときに測定することになっており、測定されたデータが通常の状態以外のもので測定されたデータを除き、すべて環境基準値を満足することをもって、環境基準が達成されたとみなされる。しかし、通常の状態か否かの把握は非常に困難であるため、運用上、年間のデータのうち75%以上のデータが環境基準値を満足することをもって環境基準に適合しているとみなす。

水域（河川）ごとに類型（AA～Eの6類型）が分けられ、適用される環境基準が定まっている。なお、色、泡についての基準は設定されていない。

【環境基準（抜粋）】

区 分	pH	BOD75%値	SS	DO
AA 類型	6.5～8.5	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上
A 類型	6.5～8.5	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上
B 類型	6.5～8.5	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上
C 類型	6.5～8.5	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上
D 類型	6.0～8.5	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上
E 類型	6.0～8.5	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上

① 木曾川（岐阜県データ）

市域の東を流れ伊勢湾に注ぐ一級河川で、下流（犬山頭首工より下流）の水域類型指定が平成 14 年 7 月に A 類型に指定された。下流の起地点（羽島市）での測定の結果、令和 6 年度の BOD75%値は 0.9 mg/L と良好な水質を保持している。

② 長良川（岐阜県データ）

市域の西を流れ伊勢湾に注ぐ一級河川で、下流（伊自良川合流点より下流）の水域類型指定が平成 14 年 7 月に B 類型から A 類型に変更された。長良大橋での測定の結果、令和 6 年度の BOD75%値は 0.7mg/L と良好な水質を保持している。

③ 境川（岐阜県データ）

市域の北を流れ、各務原市の新境川との分流点に源を発し、新荒田川等の一級河川及び多くの都市排水路を合わせながら、岐阜市、岐南町、笠松町を貫流して羽島市において長良川に合流する一級河川である。下流（新荒田川合流点より下流）は、平成 19 年 3 月に水域類型指定が D 類型から C 類型に変更された。境川橋での測定の結果、令和 6 年度の BOD75%値は 4.4mg/L と環境基準を達成していた。

④ 桑原川（羽島市データ及び岐阜県データ）

市南部の田園地帯のほぼ中心部を流れ、最南端で長良川に注ぐ市内を流れる一級河川である。昭和 56 年 4 月に全域が C 類型に水域類型指定された。

岐阜県の最下流部（本川合流前）での測定の結果、令和 6 年度の BOD75%値は 3.5mg/L と環境基準を達成していた。

【桑原川 BOD 75%値（本線合流前）】

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
測定値	4.0	3.5	4.3	3.1	3.5

資料：令和 7 年岐阜県環境白書

⑤ 逆川（羽島市データ）

市内の中心部を流れる逆川は、環境基準が水域類型指定されていない。この川の流域には住宅地等が多く、生活排水や工場排水の流入により、BODの数値が高い水準となる時があるが、流域内の下水道整備や住宅の改築に伴う合併処理浄化槽への切り替え等により水質改善が期待される。

【BOD 75%値】

区 分	正木町新井 （新井橋）	竹鼻町下町2丁目 （蓮見橋）	新生町1丁目 （新生橋）	小熊町天王 （新生大橋）
令和2年度	4.2	3.2	3.5	2.6
令和3年度	4.4	3.7	4.5	3.9
令和4年度	2.4	2.0	2.3	3.0
令和5年度	3.8	2.4	2.1	2.2
令和6年度	5.8	2.6	2.0	5.9

資料：生活環境課

3 対 策

水質改善対策を行うにあたり、工場等の排水規制に加え、汚濁負荷量割合の高い生活排水への対策を進めることが重要な課題になっている。

岐阜県では「生活雑排水対策推進要綱」を昭和63年6月1日に制定し、県民の自発的な運動として家庭でできる発生源対策を「ブルーリバー作戦」と名付けて、その推進、啓発に努めている。

羽島市においても、生活雑排水の影響で汚濁の進む川を浄化しようと、発生源対策事業として、家庭で使用した廃食用油を回収し、リサイクルを行っている。

3—1 生活排水対策

水濁法第14条の8では、生活排水対策に関する地方自治体の責務が明確化されており、知事は、水質の環境基準が確保されていない水域等生活排水対策の実施が特に必要である地域について、水質の維持・改善を図るため生活排水対策重点地域として指定することとされている。

羽島市は平成5年1月、長良川下流域及び新境川流域として生活排水対策重点地域の指定を受け、平成6年2月に平成24年度（目標年度）までの「生活排水対策推進計画」を策定した。

平成25年3月には平成25年度から令和4年度までの10年間を計画期間とした「生活排水対策推進計画（改訂版）」を策定し、計画の中間目標年度にあたる平成29年度に計画の整理を行った。そして、平成30年4月に、平成30年度から令和7年度までを計画期間とした「羽島市第二次生活排水対策推進計画（後期計画）」に改定した。羽島市の生活排水の処理形態は、次表のとおりである。

【生活排水処理形態別人口の推移】

区 分	実 績				
	R2	R3	R4	R5	R6
計画処理区域内人口（人）	67,241	66,920	66,729	66,412	66,246
水洗化・生活雑排水処理人口	46,551	47,806	48,909	49,818	50,594
公共下水道人口	23,545	24,308	25,069	25,636	26,138
農業集落排水人口	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	23,006	23,498	23,840	24,182	24,456
水洗化・生活雑排水未処理人口	16,865	15,643	14,388	13,217	12,499
単独処理浄化槽人口	16,865	15,643	14,388	13,217	12,499
非水洗化人口	3,825	3,471	3,432	3,377	3,153
し尿収集人口	3,825	3,471	3,432	3,377	3,153
自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率（％）※	69.2	71.4	73.3	75.0	76.4

※各年度 3 月 31 日時点

資料：生活環境課

(1) 啓発活動

家庭から出る廃食用油をそのまま流すと、河川を汚す大きな原因となるとともに、排水管をつまらせ悪臭の原因にもなる。羽島市では、河川汚濁の抑制と環境に対する意識の向上を図るため、平成 2 年度から自治会の協力のもと市内に回収場所を設置し、年 4 回の廃食用油の回収を行っている。回収した廃食用油は、平成 29 年度までは飼料や石鹼の原料に、平成 30 年度以降は潤滑油製造に再利用している。

なお、平成 23 年度から希望自治会のみ回収場所を設置して活動を行っている。

【回収実績】

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
回収量（L）	1,318	758	599	648	685
自治会数	49	48	45	42	39
回収箇所数	77	73	68	63	60

資料：生活環境課

(2) 公共下水道の整備

公共下水道は、家庭からの生活排水や工場排水などの汚水を道路に埋められた下水道管で浄化センターに集め、化学的、衛生的に処理し、きれいで安全な水によみがえらせ、川に戻す大切な働きをしている。

羽島市では、平成 12 年 4 月から一部の区域において供用開始され、浄化センターが稼働した。令和 6 年度末の供用開始面積は 1,093.39ha で、普及率は 55.4%となっている。

【公共下水道の整備状況】

区 分	行 政 区 分	処 理 区 域		普 及 率
	住基人口（人） A	供用開始人口（人） B	供用開始面積（ha）	B／A（％）
令和２年度	67,241	34,221	1,022.26	50.9
令和３年度	66,920	34,441	1,032.43	51.5
令和４年度	66,729	34,949	1,045.79	52.4
令和５年度	66,412	35,560	1,064.14	53.5
令和６年度	66,246	36,683	1,093.39	55.4

※各年度末現在

資料：経営課

（３）合併処理浄化槽設置補助金の交付

浄化槽には、し尿だけを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活排水の両方を併せて処理する合併処理浄化槽がある。単独処理浄化槽のBOD除去率(汚濁物質の除去率)が約65%で、生活雑排水(し尿以外の生活排水)は処理されずにそのまま流されてしまうのに対し、合併処理浄化槽はBODの除去率が90%以上であるため、合併処理浄化槽の普及により、身近な川や排水路の水がきれいになり、河川の水質や生活環境の保全、公衆衛生の向上につながる。

平成13年度から、岐阜県の指導要綱や浄化槽法により合併処理浄化槽を設置しなければならないとされていることから、年々普及率が増加する傾向になっている。

羽島市では、公共下水道の供用開始区域以外の地域において住宅等に合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付し、その普及に努めている。令和６年度は、57基に対し交付した。

【合併処理浄化槽補助金交付基数】

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
交付基数（単年）	71	77	59	69	57
交付基数（累積）	3,936	4,013	4,072	4,141	4,198

資料：生活環境課

３－２ 排水規制（工場・事業場の規制及び指導）

水濁法に基づいて届出された市内の特定事業場数は、令和６年度末において186事業場となっており、「自動式車両洗浄施設」、「畜産」、「洗たく」、「し尿処理」の届出が多い。また、県条例に基づく特定事業場数は140事業場となっており、「畜産」、「自動車整備・給油所」の届出が多い。

第3節 騒音・振動の現状と対策

1 概 要

騒音・振動公害は、人間の感覚を刺激することから感覚公害とも呼ばれており、その発生源は工場や事業場、建設作業、交通機関など多種多様である。

2 現 状

騒音に係る環境基準の達成状況について把握するため、一般地域・新幹線沿線については、岐阜県の環境騒音定点観測調査実施要領に基づき、騒音観測調査を実施している。また、自動車騒音については、その状況を常時監視し、結果を環境大臣に報告することが騒音規制法において義務付けられており、羽島市では市内の県道と4車線以上の市道を監視対象路線として選定し、平成25年度に策定した実施計画に従って測定を実施している。

(1) 自動車騒音面的評価

令和6年度は2区間について、騒音測定調査、道路調査・沿道調査を実施し、過年度の結果とあわせて面的評価を行った。

【騒音測定地点】

名神高速道路（舟橋町出須賀）

岐阜南濃線（竹鼻町狐穴）

【測定期間】

名神高速道路：令和7年1月28日午前10時から令和7年1月29日午前10時まで

岐阜南濃線：令和7年1月28日午前10時から令和7年1月29日午前10時まで

【測定結果】

評価対象道路	測定時間	等価騒音レベル (dB)
名神高速道路	昼間	56 (≦70)
	夜間	52 (≦65)
岐阜南濃線	昼間	68 (≦70)
	夜間	63 (≦65)

資料：生活環境課

環境基準（幹線交通を担う道路）…昼間（6時～22時）：70dB以下

夜間（22時～6時）：65dB以下

※ 幹線交通を担う道路…高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道
（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）。

等価騒音レベル（LAeq）にて判定

羽島市は環境省が定める自動車騒音常時監視マニュアルに則り、5年ローテーションで羽島市内の主要道路の自動車騒音を測定している。

【評価対象道路区間】

	R3 年度道路交通センサス情報			区間延長 (km)
	路線 番号	路線名	調査単位 区間番号	
R2 年度 評価対象 道路	206	岐阜羽島停車場線	60750	0.4
	1	岐阜南濃線	40030	4.9
R3 年度 評価対象 道路	1011	名神高速道路	10	3.1
	18	大垣一宮線	40300	1.6
R4 年度 評価対象 道路	151	岐阜羽島線	60240	3.9
R5 年度 評価対象 道路	46	岐阜羽島インター線	40640	1.4
	118	羽島稲沢線	60120	3.7
R6 年度 評価対象 道路	1011	名神高速道路	20	2.7
	1	岐阜南濃線	40040	1.9

資料：生活環境課

【面的評価結果】

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (1,600 戸)	1,597	99.8%	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
近接空間 (589 戸)	589	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
非近接空間 (1,011 戸)	1,008	99.7%	3	0.3%	0	0.0%	0	0.0%

資料：生活環境課

全戸数 1,600 戸のうち、昼間及び夜間とも環境基準値以下であったのは 1,597 戸、昼間のみ基準値以下であったのは 3 戸、夜間のみ基準値以下であったのは 0 戸、昼夜間ともに基準値を超過したのは 0 戸となっている。

昼夜間ともに基準値以下であった割合は 99.8%となった。

(2) 一般地域の環境騒音

令和 6 年度の市内 3 か所の一般地域（道路に面しない地域）の測定において、環境基準は 3 か所全てにおいて達成している。（測定日：令和 6 年 6 月 13 日）

① 天王第 2 公園内（小熊町天王 3 丁目 52 番地）

〔A 類型〕 第一種、第二種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域の定めのある地域

環境基準：昼間 55dB 以下

測定値（等価騒音レベル）：(AM) 38dB (PM) 41dB 平均値：40dB

② 八剣神社境内（竹鼻町神楽 3327 番地 2）

〔C 類型〕 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の定めのある地域

環境基準：昼間 60dB 以下

測定値（等価騒音レベル）：(AM) 55dB (PM) 67dB 平均値：64dB

③ 羽島中学校南（足近町 7 丁目 515 番地）

〔B 類型〕 第一種、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域並びに用途地域の定めのない地域

環境基準：昼間 55dB 以下

測定値（等価騒音レベル）：(AM) 49dB (PM) 50dB 平均値：50dB

(3) 新幹線鉄道騒音

東海道新幹線の軌道は、羽島市南東部より南西部にかけて横切っており、その延長は 5.47km である。軌道沿線については、防音壁の設置、住宅の防音、防振工事は完了している。

【測定結果】（羽島市測定日：令和 6 年 6 月 13 日）

測定地点	調査者	類型	軌道までの距離 (m)	音圧レベル (dB)	達成状況
下中町加賀野井	県	I	25	72	×
上中町長間字村前	市	I	25	71	×
舟橋町 5 丁目	市	II	25	71	○
舟橋町 3 丁目	県	II	25	72	○

資料：生活環境課、令和 7 年岐阜県環境白書

- 備考) 1 軌道までの距離は、測定地点から最寄りの軌道中心までの距離を軌道に対して直角に測った距離をいう。
 2 測定値は新幹線鉄道の上り及び下りの列車に合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について騒音のピークレベルを測定し、その上位 10 個のパワー平均とする。
 環境基準…（類型 I：70dB 以下 類型 II：75dB 以下）

【騒音状況の推移】

（単位：dB）

		基準	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一般環境騒音							
天王第 2 公園内（A 類型）		55	43	44	44	48	40
八剣神社境内（C 類型）		60	44	48	47	49	64
羽島中学校南（B 類型）		55	48	49	49	52	50
新幹線騒音							
下中町 加賀野井	25m 地点	70	72	72	71	72	72
上中町長 間字村前	25m 地点	70	69	69	71	72	71
舟橋町 5 丁目	25m 地点	75	70	72	71	73	71
舟橋町 3 丁目	25m 地点	75	71	75	71	72	72

資料：生活環境課

(4) 特定建設作業騒音・振動

建設工事で、著しい騒音・振動を発生する作業（特定建設作業）が一定の基準に適合しないことにより生活環境が著しく損なわれる場合は、騒音・振動の防止方法等に関し、改善勧告又は改善命令の措置をとることができるが、令和6年度に改善勧告等を出した事例はなかった。

(5) 工場及び事業場の騒音・振動

工場・事業場関係の騒音・振動としては、近年、規制のかからない施設を発生源とする通報事例が多く、また、その多くが中小規模であり、一般の住宅と入り混じって存在している。

規制対象となる施設（特定施設）について、令和6年度に改善勧告等を出した事例はなかった。

(6) その他の騒音

資材置き場での作業音、バイク音、市民の日常生活から発生する音など、法や条例による規制の対象でない騒音についての通報も多数あった。

3 対 策

(1) 新幹線鉄道騒音・振動対策

新幹線による騒音・振動については、新幹線鉄道騒音に係る環境基準に基づき、鉄道管理者が防音壁の設置、家屋の防音・防振工事を実施している。なお、平成30年度をもって「岐阜県東海道新幹線公害対策連絡協議会」は解散となった。

(2) 特定建設作業騒音・振動対策

建設作業のうち規制対象とされているものは、特定建設作業として騒音規制法や振動規制法、県条例で定められおり、規制基準が適用されるとともに届出義務が課せられている。

【特定建設作業実施届出数（騒音）】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
くい打機等を使用する作業	4	3	3	6	2
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	22	35	23	32	33
空気圧縮機を使用する作業	5	1	2	4	5
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0
バックホウを使用する作業	31	32	32	38	44
トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	1
フルトラクターを使用する作業	5	2	2	3	2
計	67	73	62	83	87

資料：生活環境課

【特定建設作業実施届出数（振動）】

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
くい打機等を使用する作業	5	4	4	9	5
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0
舗装版破砕機を使用する作業	0	0	1	0	1
フレーカーを使用する作業	28	45	39	38	41
計	33	49	44	47	47

資料：生活環境課

(3) 工場・事業場の規制及び指導

騒音規制法及び振動規制法では、著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設とし、特定施設を有する工場・事業場を特定工場と定めている。特定工場には、施設の届出とともに規制基準を遵守するよう指導している。

騒音規制法に基づく特定工場・特定施設の数、令和 6 年度末で 1,268 工場 4,620 施設である。

また、騒音規制法に追加して対象とする特定施設を定めている県条例に基づく騒音関係特定工場・特定施設は、177 工場 594 施設である。

振動規制法及び県条例に基づく振動関係特定工場・特定施設の数、令和 6 年度末で 1,248 工場 4,343 施設である。

第4節 悪臭の現状と対策

1 概 要

悪臭は、人の感覚に直接知覚されるもので個人差が著しく、発生源は製造業や畜産業など多種多様である。また、そのほとんどが低濃度の複合臭によるもので、悪臭を規制することは非常に困難である。

悪臭防止法では、①大気中にある特定悪臭物質（アンモニア等 22 物質）の濃度②臭気指数（人間の感覚を用いて臭気を数値化したもので、もとの臭いを人間の感覚で感知しなくなるまで無臭空気希釈したときの希釈倍数を求め、その常用対数に 10 を乗じた値）のどちらかを用いて事業場から発生する悪臭を規制することになっている。

羽島市においては①（特定悪臭物質濃度による規制）を採用している。

2 現 状

どんな臭いが悪臭であるかは個人によって異なり、また通報があった場合であっても悪臭物質一つ一つは規制基準を下回ると考えられる場合がほとんどであるので、注意、指導が極めて難しく、令和 6 年度に改善勧告等を出した事例はなかった。

【悪臭物質の臭いの種類と主な発生源】

特定悪臭物質	においの質	主な発生源
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉葱のようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
プロピオン酸	刺激的なすっぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	むれたくつ下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
イソ吉草酸	むれたくつ下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルパレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソパレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等

酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等

3 対 策

悪臭防止法では、悪臭の原因となる物質として上表の 22 物質が定められており、各物質に規制基準が設定されている。

また、工場・事業場等における悪臭を防止し、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域等を悪臭物質の排出を規制する地域として知事が指定しており、羽島市は全域が規制地域となっている。

第5節 地盤沈下の現状と対策

1 概 要

地盤沈下は、主に地下水の過剰採取により、帯水層の水圧が低下し、粘土層の間隙水が絞り出され、粘土層が収縮することによって、地表平面が徐々に沈下する現象であり、一度発生すると回復が不可能に近いことなど他の公害と異なる側面がある。

岐阜・西濃地区では近年、地下水揚水量が減少傾向にあることから、地下水位が上昇又は横ばいの傾向にあり、沈下は安定しているが、渇水時などは面的な地盤沈下の発生が見られる。

2 現 状

地盤沈下の大きな原因と考えられる地下水採取について、岐阜県においては法による規制はなく自主規制となっている。自主規制を行っている組織として西濃地域には「西濃地区地下水利用対策協議会」が設立されているが、羽島市はこの自主規制の対象外であり、当地域を対象とした自主規制組織はない。

昭和 60 年 4 月に地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」（平成 7 年 9 月一部改正）が制定され、羽島市は同要綱の対象地域として「観測地域」に指定された。これを受けて岐阜県及び東海三県地盤沈下調査会が地盤沈下、地下水位等の状況の観測、調査を行っている。

(1) 一級水準測量調査

昭和 47 年度から岐阜・西南濃地域約 350km²の範囲を対象に調査を行っている。平成 22 年度から平成 26 年度までは隔年で疎密をつけて観測をし、令和 3 年度からは測量路線延長 118km、水準点 87 地点について一級水準測量調査を行った。令和 6 年度調査結果では、面的な地盤沈下は認められなかった。市内の主要水準点の沈下状況は下表のとおりである。

水 準 点 所 在 地	昭和 47 年 標高(A)	令和 5 年 標高(B)	令和 6 年 標高 (C)	年間変動量 (C)－(B)	累積変動量
羽 島 市 上 中 町	4.4517m	4.4612m	4.4605m	－0.07 cm	－8.38 cm

資料：令和 7 年岐阜県環境白書

※国土地理院により、平成 13 年に標高が補正されたため、累積変動量は「(C)－(A)」と一致しない。

(2) 地下水位調査

岐阜・西濃地域に設置してある 26 箇所の観測井で県が常時監視している。このうち、令和 6 年度の主要観測井における地下水位は、令和 5 年度と比べ大きな変化はなく、経年的な推移を見ると上昇傾向にある。市内観測井における状況は次項のとおりである。

観測井 所在地	昭和 54 年 地下水位 (A)	令和 5 年 地下水位 (B)	令和 6 年 地下水位 (C)	年間変動量 (C) - (B)	累積変動量 (C) - (A)
羽 島 市 上 中 町	-5.38m	+0.07m	+0.21m	+0.14m	+5.59m

資料：令和 7 年岐阜県環境白書

備考) 各地表面の標高を 0m とし、各年 (1 ～12 月) の平均地下水位を示す。

3 対 策

木曽三川流域は堆積層（沖積層）が厚く、圧密の影響を受けやすい軟弱地盤地域であり、わずかな条件変化にも影響されやすい地質構造であることから、今後とも県内の地盤沈下の状況を的確に把握するとともに、東海三県地盤沈下調査会、岐阜地区地下水対策協議会及び岐阜県と連携して地盤沈下の防止に努める。

第6節 有害化学物質の現状と対策

1 概 要

平成 12 年 1 月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、大気、水質及び土壌の環境基準が定められるとともに、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類を排出する施設を「特定施設」として規定し、その排出源対策として、施設ごとに排出基準と設置者による自主測定義務が定められた。また、平成 14 年 12 月からは規制値がさらに厳しくなっている。

2 現 状

ダイオキシン類環境調査は、水質については平成 12 年度から岐阜県が調査を行っている。

羽島市内では、桑原川本川合流前地点で行い、底質の調査結果からは、環境基準の超過は認められなかった。

環境基準：水質 1.0pg-TEQ/L 以下（年間平均値）、底質 150pg-TEQ/g 以下

区 分	水 質		底 質	
	採 取 回 数	調 査 結 果 (pg-TEQ/L)	採 取 月 日	調 査 結 果 (pg-TEQ/L)
令和 2 年度	年 4 回実施	平均 0.30	8/5	3.3
令和 3 年度	年 4 回実施	平均 0.55	7/21	4.0
令和 4 年度	年 4 回実施	平均 1.60	7/22	6.6
令和 5 年度	年 4 回実施	平均 1.40	7/21	8.1
令和 6 年度	年 4 回実施	平均 1.10	7/22	6.3

資料：令和 7 年岐阜県環境白書

3 対 策

ダイオキシン類の排出については、段階的に規制が強化されており、平成 13 年 1 月からはそれまで規制に猶予期間があった既設の施設についても排出基準が適用され、平成 14 年 12 月からは既設の廃棄物焼却炉に対する規制値がさらに厳しくなっている。このため、小型焼却炉の多くは廃止され、届出施設数は大幅に減少した。

令和 6 年度末において、届出済施設数は 5 となっており、すべてが廃棄物焼却炉である。

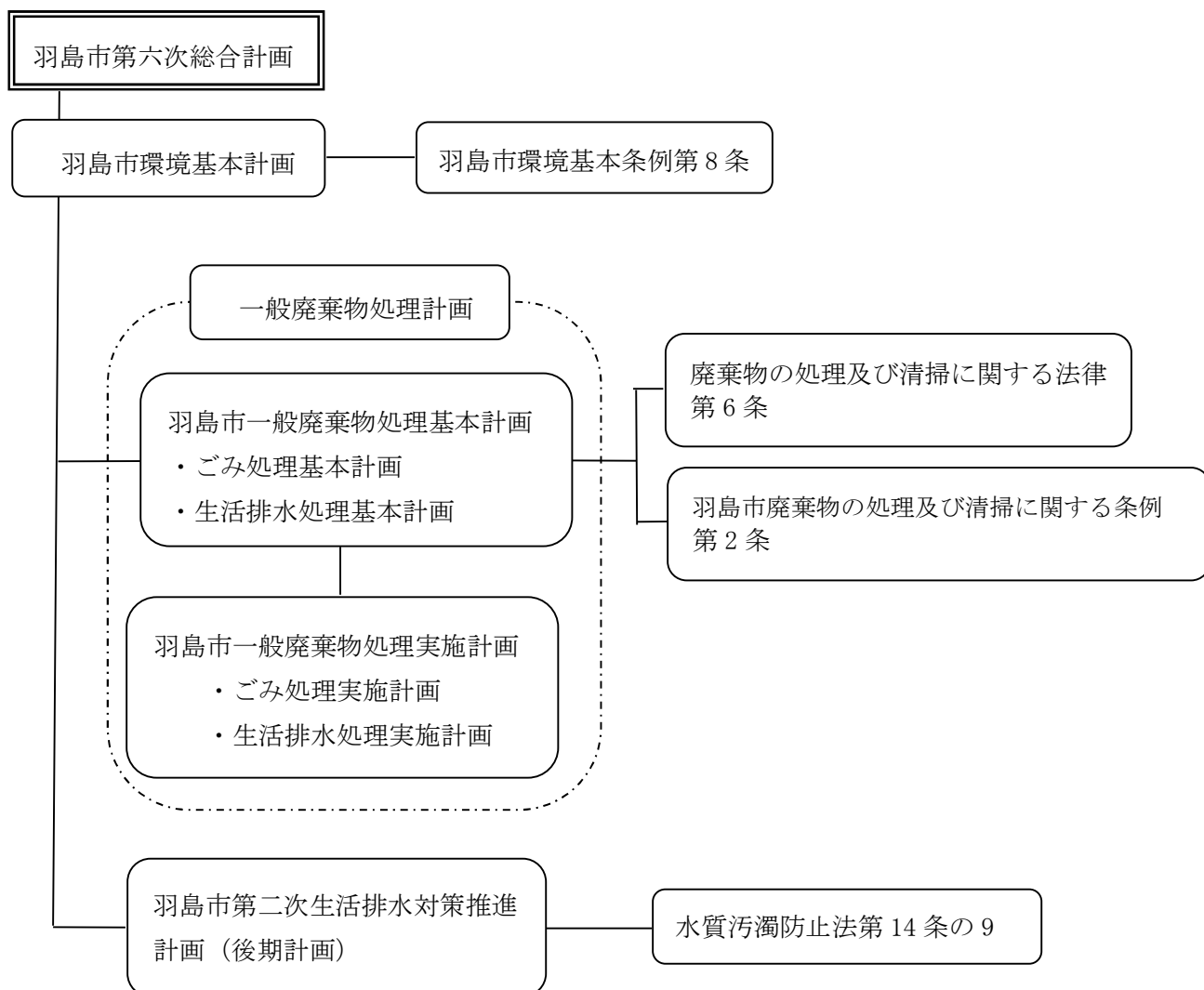
第7節 一般廃棄物の減量及びリサイクル

1 一般廃棄物処理基本計画

羽島市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、平成18年3月に「羽島市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、平成27年度（平成28年3月）に改訂を行い、令和3年度（令和4年3月）に見直しを行った。

羽島市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画は、羽島市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

計画の位置付け



2 現 状

羽島市では、平成4年10月からビン・カン・有害物、平成9年10月からペットボトルの分別収集を開始している。その後、平成12年5月にダイオキシン類対策としてプラスチック類、平成13年4月にごみ処理広域化対策として紙類、平成14年2月に木製品・布団類の分別収集を開始している。また、平成23年1月から、従来は燃やせるごみとして処理していた剪定枝、竹、草、葉を「緑ごみ」として、プラスチック類を「容器包装プラスチック」と「その他プラスチック」の2種類に分けて、それぞれ分別収集を開始した。

令和3年10月から可燃ごみ（旧燃やせるごみ）、不燃ごみ（旧燃やせないごみ）、粗大ごみ（旧燃やせないごみ、旧木製品・布団類等）を対象に、家庭系ごみ有料化を開始した。

3 対 策

私たちは、生活の便利さを追求するあまり、大量生産・大量消費・大量廃棄のいわゆる「使い捨て」の生活様式が定着したため、家庭などから排出されるごみの量が増加していたが、令和3年10月に家庭系ごみの有料化を開始したことにより、令和5年度の家庭から排出されるごみの量は減少している。しかし、処理のための費用は年々増えてきており、健全な市の財政を維持するうえでも、さらなるごみの減量化が急務である。

羽島市資源物ストックヤードの利用

大切な資源を回収し、リデュース・リユース・リサイクルを推進することにより、ごみの減量化及び資源化につなげるため、ビン・カン・ペットボトル・新聞紙・雑誌などの資源物を市民の皆さんが直接持ち込むことができる施設として、平成21年4月に羽島市資源物ストックヤードの稼働を始めた。

令和3年10月からの家庭系ごみ有料化に伴い、不燃ごみの受け入れも開始した。現在は資源物19品目と不燃ごみ、羽毛布団、使用済み小型家電、使用済みインクカートリッジ、使用済みコンタクトレンズの空ケースを回収している。

【ごみ量実績】

(単位：t)

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
可燃ごみ	処理量	家庭系	10,663.42	10,621.34	9,548.68	9,113.46	8,727.14
		事業系	4,580.06	4,740.68	4,743.04	4,729.15	5,029.57
	合 計		15,243.48	15,362.02	14,291.72	13,842.61	13,756.71
資源物	紙類	収集	481.29	508.53	433.82	364.62	333.59
		資源物ストックヤード	205.46	210.77	186.42	177.18	164.08
	カン	収集	104.18	101.91	69.58	62.83	64.93
		資源物ストックヤード	16.87	17.03	16.60	16.59	16.26
	ビン	収集	251.98	243.79	214.94	205.58	196.60
		資源物ストックヤード	47.97	49.05	52.36	52.48	52.72
	ペット ボトル	収集	106.17	106.07	96.84	89.38	88.27
		資源物ストックヤード	24.78	25.70	24.80	27.09	27.73
	有害物	収集	24.52	24.70	18.21	17.77	17.61
		資源物ストックヤード	3.98	4.52	4.02	4.04	4.20
	古着（資源物ストックヤード）		26.87	48.70	26.87	24.01	22.58
	廃食用油（資源物ストックヤード）		1.59	1.52	1.07	1.39	1.43
	容器 包装	収集	475.10	735.72	487.70	447.59	431.13
		資源物ストックヤード	40.60	46.18	51.78	54.29	53.74
	その他 プラ	収集 ※	194.07	262.13	72.28	89.92	76.07
		資源物ストックヤード※	20.43	24.27	19.60	21.38	21.96
	緑ごみ		360.98	326.00	372.05	375.06	390.02
	事業系	紙類	310.66	334.35	289.81	285.82	308.52
		カン	78.36	75.56	75.33	80.69	85.33
		ビン	42.41	39.71	44.48	43.80	46.78
		プラ・PET	115.06	117.40	136.19	140.06	148.48
	合 計		2,933.33	3,017.21	2,602.90	2,470.27	2454.00
不燃・粗大ごみ	破碎残渣		679.30	420.92	245.30	170.42	240.80
	その他プラスチック		289.97	—	—	—	—
	金属性粗大		646.83	920.57	280.63	276.38	307.83
	可燃性粗大（布団含む）		427.16	704.01	181.70	142.57	181.29
	合 計		2,043.26	2,045.50	707.63	589.37	729.92
総 計			20,220.07	20,424.73	17,602.25	16,902.25	16,940.63

※サーマルリサイクル処理のため、令和3年度から令和5年度まで資源物合計には計上せず。

資料：環境事業課

資 料 集

1 環境行政の歩み

年度	月	
S47	4	羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の施行
48	－	燃やせるごみの分別収集開始
63	6	ブルーリバー作戦を開始（岐阜県）
H2	－	廃食用油回収の開始
4	10	ビン・カン・有害物の分別収集開始
	1	水質汚濁防止法による生活排水対策重点地域に指定
5	2	羽島市生活排水対策推進計画「一次計画」の策定
6	－	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定
7	4	合併浄化槽整備設置補助事業制度開始
8	8	羽島市一般廃棄物最終処分場供用開始
9	10	ペットボトルの分別収集開始
12	4	羽島市浄化センター供用開始
	5	プラスチック類の分別収集開始
	7	羽島市美しいまちづくり条例の施行
	－	ISO14001 規格を取得、環境マネジメントシステムの運用を開始
13	4	環境プラント稼働開始
	4	紙類の分別収集開始
	2	木製品・布団類の分別収集開始
14	4	岐阜羽島衛生施設組合に加入
18	10	羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（併せ産業廃棄物）
21	4	羽島市資源物ストックヤード稼働開始
22	－	ISO14001 を基に自己宣言方式による環境マネジメントシステムの運用を開始
	1	「緑ごみ」「容器包装プラスチック」「その他プラスチック」の分別収集開始
23	3	騒音・振動・悪臭の規制地域・基準の告示（県からの権限移譲）
24	3	羽島市生活排水対策推進計画（改訂版）「前期計画」の策定
25	4	羽島市環境管理マニュアルの運用によるグリーン購入の取組開始
	3	公共用水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定（桑原川全域が指定される）
26	7	使用済小型家電（携帯電話）の拠点回収開始
27	9	持続可能な開発目標（SDGs）の採択（国）
28	4	民間施設での処理（可燃ごみ）の開始
	6	次期ごみ処理施設建設用地を福寿町平方地区に決定
	1	使用済小型家電（タブレット、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機）の拠点回収開始
29	4	羽島市地球温暖化対策実行計画（リーディングエコプラン 2017）計画期間開始
30	4	第五次環境基本計画の策定（国）
	4	羽島市第二次生活排水対策推進計画「後期計画」の改定
	4	事業系可燃ごみの有料化
	12	使用済インクカートリッジの拠点回収開始
	3	岐阜県東海道新幹線郊外対策連絡協議会の解散（岐阜県）
	3	郷土の環境を守る会の解散（岐阜県）

H31/ R1	4	羽島市環境基本条例の施行
	7	羽島市環境審議会の設置
	3	羽島市第六次総合計画（後期）の策定
2	3	羽島市環境基本計画の策定
	3	羽島市ゼロカーボンシティ宣言
3	10	家庭系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）の有料化
	10	事業系ごみの有料化対象の拡大（不燃ごみ、粗大ごみ）
	10	不燃ごみの拠点回収を開始（資源物ストックヤード）
	3	羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定
	3	羽島市地球温暖化対策実行計画（リーディングエコプラン 2022）の策定
	3	羽島市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画[令和 4～令和 13 年度]に改定
4	8	HOYA 株式会社アイケアカンパニーと「SDGs の推進に関する協定」を締結 使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収を開始
	1	東邦ガス株式会社と「ゼロカーボンシティ実現に向けた包括連携協定」を締結
5	6	使用済小型家電の回収品目に補助記憶装置を追加
	7	株式会社マーケットエンタープライズと「連携と協力に関する協定」を締結 『おいくら』で不用品をリユース開始
	10	粗大ごみの戸別収集（有料）を開始
	3	大栄環境株式会社と「循環型社会形成推進に係わる連携協定」を締結
6	4	気候変動適応法の改正 熱中症特別警戒アラートの運用開始
	10	その他プラスチックの再商品化計画の認定

2 環境基準・規制基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)

最終改正 平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号

物 質	環境上の条件 (設定年月日等)	測 定 方 法
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一 酸 化 炭 素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント (O ₃)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。		

(2) 二酸化窒素に係る環境基準

(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)

最終改正 平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 74 号

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
備考 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。		

(3) 有害大気汚染物質 (ベンゼン等) に係る環境基準

(平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号)

最終改正 平成 30 年 11 月 19 日環境省告示第 100 号

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
備考 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。		

(4) 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号)

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
微小粒子状物質	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
備考		
1. 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。		

(5) 水質汚濁に係る環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 35 号

①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は付表 1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.02mg/L 以下	規格 K0102-3 24.3（24.3.3 及び 24.3.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 及び 2 に掲げる場合にあっては、それぞれ 1 及び 2 に定めるところによる。） 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合（24.3.3.4 の b）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格 K0170-77 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒 素	0.01mg/L 以下	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1、2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1、1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ　　ウ　　ラ　　ム	0.006mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法
シ　　マ　　ジ　　ン	0.003mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ　　ン　　ゼ　　ン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ　　レ　　ン	0.01mg/L 以下	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふ　　っ　　素	0.8mg/L 以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は 5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。）及び 5.5 に定める方法
ほ　　う　　素	1mg/L 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1、4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 7 に掲げる方法

（備 考）

- 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

②生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基　　準　　値				
		水　　素 イ　　オ 濃　　度 （ p H ）	生物化学的 酸素要求量 （ B O D ）	浮遊物質 量 （ S S ）	溶存酸素量 （ D O ）	大　腸　菌　数
A A	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下

A	水道 2 級、水産 1 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
測定方法		規格 K0102-1 12 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-1 18 に定める方法	付表 8 に掲げる方法	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7 は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9 時間以内に試験することが望ましく、12 時間以内に試験する。)

(備考)

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 4 水道 1 級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
- 6 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 7 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道
 - 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産
 - 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 - 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 - 3 級：コイ、フナ等、 β —中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水
 - 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に定める方法	

（備考） 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

（6）土壌の汚染に係る環境基準

（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）

最終改正 令和 2 年 4 月 2 日 環境省告示第 44 号

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格 K0102 (以下「規格」という。) の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法

有機燐（りん）	検液中に 検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1L につき 0.01mg/L 以下であること。	規格 54 に定める方法
六 価 ク ロ ム	検液 1L につき 0.05mg/L 以下であること。	規格 65.2（規格 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総 水 銀	検液 1L につき 0.0005mg/L 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に 検出されないこと	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に 検出されないこと	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg/L 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	検液 1L につき 0.002mg/L 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg/L 以下であること。	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1、2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg/L 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1、1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg/L 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1、2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg/L 以下であること。	シス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1、1、1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg/L 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1、1、2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg/L 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg/L 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg/L 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg/L 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1L につき 0.006mg/L 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1L につき 0.003mg/L 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg/L 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg/L 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1L につき 0.01mg/L 以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg/L 以下であること。	規格 34.1（規格 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.1c）（注（2）第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1L につき 1mg/L 以下であること。	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg/L 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法

（備考）

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機リン(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(7) 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（抜粋）
水生生物保全類型（環境省指定）

水域		該当類型	達成期間(※)
木曽川水系の木曽川	木曽川(1)（中濃大橋より上流）	生物 A	イ
	木曽川(2)（中濃大橋より下流）	生物 B	イ
木曽川水系の揖斐川	揖斐川上流（岡島橋より上流）	生物 A	イ
	揖斐川下流（岡島橋より下流）	生物 B	イ
木曽川水系の長良川	長良川(1)（藍川橋より上流）	生物 A	イ
	長良川(2)（藍川橋より下流）	生物 B	イ
木曽川水系の揖斐川（湖沼）	横山ダム（奥いび湖）	湖沼生物 A	イ

※ 「イ 直ちに達成」、「ロ 5 年以内に可及的速やかに達成」、「ハ 5 年を超える期間で可及的速やかに達成」

水生生物保全類型（岐阜県指定）

指定年月日	流域	水域	該当類型	達成期間(※)
H26. 3. 14	木曽川	可児川（全域）	生物 B	イ
		加茂川（全域）	生物 B	イ
		新境川（全域）	生物 B	イ
	長良川	伊自良川（全域）	生物 B	イ
		鳥羽川（全域）	生物 B	イ
		糸貫川（乙井樋門より下流）	生物 B	イ
		荒田川（全域）	生物 B	イ
		境川（全域）	生物 B	イ
		桑原川（全域）	生物 B	イ

※ 「イ 直ちに達成」、「ロ 5 年以内に可及的速やかに達成」、「ハ 5 年を超える期間で可及的速やかに達成」

(8) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）
最終改正 令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 41 号

① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0. 003mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14. 3、14. 4 又は 14. 5 に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格 K0102-2 9. 3. 2 若しくは 9. 3. 3 の蒸留操作を行い、9. 4、9. 5 若しくは 9. 6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法。

鉛	0.01mg/L 以下	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.02mg/L 以下	規格 K0102-3 24.3 (24.3.3 及び 24.3.7 を除く。) に定める方法 (ただし、次の 1 及び 2 に掲げる場合にあっては、それぞれ 1 及び 2 に定めるところによる。) 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合 (24.3.3.4 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02 mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格 K0170-77 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒 素	0.01mg/L 以下	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 トランス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ン	0.01mg/L 以下	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふ つ 素	0.8mg/L 以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は 5.2 (蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び 5.5 に定める方法
ほ う 素	1mg/L 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法

1、4 - ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
-------------	-------------	--------------------

(備 考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1、2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(9) 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)

最終改正 平成 24 年 3 月 30 日 環境省告示第 54 号

① 道路に面する地域以外の地域

地 域 の 類 型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A A (療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域)	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A (専ら住居の用に供される地域) 及び B (主として住居の用に供される地域)	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C (相当数の住居と併せて商業、工業等供される地域)	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

② 道路に面する地域

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注 「車線」とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

③ 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端20メートルまでの範囲をいう。

※ この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

(10) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

（昭和50年7月29日 環境庁告示第46号）
最終改正 平成12年12月14日環境庁告示第78号

地域の類型	基準値
I（主として住居の用に供される地域）	70 デシベル以下
II（商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域）	75 デシベル以下

(11) ダイオキシン類に係る環境基準

（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）
最終改正 令和4年11月25日環境省告示第89号

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 （水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

(12) 騒音・振動に係る規制基準

① 特定工場に係る騒音の規制基準

(平成 24 年 3 月 30 日 羽島市告示第 49 号)

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～23:00)	夜間 (23:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考) 区域区分は、③の区分による。

② 特定工場に係る振動の規制基準

(平成 24 年 3 月 30 日 羽島市告示第 53 号)

区 分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考) 区域区分は、③の区分による。

③ 都市計画法による用途地域

区 分	騒音規制法による 区 域 区 分	振動規制法による 区 域 区 分
第 1 種低層住居専用地域	第 1 種区域	第 1 種区域
第 2 種低層住居専用地域		
第 1 種中高層住居専用地域	第 2 種区域	
第 2 種中高層住居専用地域		
第 1 種住居地域		
第 2 種住居地域		
準住居地域及び都市計画区域 で用途地域の定められていない地域		
近隣商業地域	第 3 種区域	第 2 種区域
商業地域		
準工業地域		
工業地域など	第 4 種区域	

(13) 悪臭に係る規制基準

(平成 24 年 3 月 30 日 羽島市告示第 57 号)

① 敷地境界線の地表における規制基準値

悪臭物質の種類	規制基準値	悪臭物質の種類	規制基準値
アンモニア	1.0PPM	イソバレルアルデヒド	0.003PPM
メチルメルカプタン	0.002PPM	イソブタノール	0.9PPM

硫化水素	0.02PPM	酢酸エチル	3.0PPM
硫化メチル	0.01PPM	メチルイソブチルケトン	1.0PPM
二硫化メチル	0.009PPM	トルエン	10.0PPM
トリメチルアミン	0.005PPM	スチレン	0.4PPM
アセトアルデヒド	0.05PPM	キシレン	1.0PPM
プロピオンアルデヒド	0.05PPM	プロピオン酸	0.03PPM
ノルマルブチルアルデヒド	0.009PPM	ノルマル酪酸	0.001PPM
イソブチルアルデヒド	0.02PPM	ノルマル吉草酸	0.0009PPM
ノルマルバレルアルデヒド	0.009PPM	イソ吉草酸	0.001PPM

②煙突その他の気体排出口における規制基準

○ 規制対象となる特定悪臭物質：13 物質のみ

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンに限る。

○ ①表の悪臭物質の種類ごとに同表の規制基準を基礎として、悪臭防止法第3条に定める方法により算出して得た流量とする。

算出式 $q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$

q : 流量 (m³/h)
 $H e$: 補正された排出口の高さ (m)
 $C m$: A で定められた敷地境界線の基準値 (ppm)

③排出される排水における規制基準

○ 規制対象となる特定悪臭物質：4 物質のみ

メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルに限る。

○ 排水の規制基準値

物質名	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	0.03 mg/L	0.007 mg/L	0.002 mg/L
硫化水素	0.1 mg/L	0.02 mg/L	0.005 mg/L
硫化メチル	0.3 mg/L	0.07 mg/L	0.01 mg/L
二硫化メチル	0.6 mg/L	0.1 mg/L	0.03 mg/L

注 Q : 当該事業所の排水量 (m³/秒)

3 主な環境関係用語

【あ行】

硫黄酸化物

硫黄の酸化物の総称で、石油や石炭などの化石燃料を燃焼するとき、あるいは黄鉄鉱や黄銅鉱のような硫化物鉱物を焙焼するときに排出される。硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になる。

一酸化炭素

石油等の炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色無臭のガスで、主に自動車排出ガス中に含まれる。一酸化炭素は血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、濃度が高いと生命が危険となる。

一般環境大気測定局

一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。

汚濁負荷量

硫黄酸化物、有機物等の物質が大気や水などの環境に排出される量のことをいい、物質の濃度と排出ガス量や排出水量等との積で表される。

【か行】

合併処理浄化槽

住宅、学校、病院などで発生するし尿と生活雑排水を合わせてその敷地内で処理する比較的小規模の処理システム。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくシステム。

光化学オキシダント

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。

光化学スモッグ

光化学オキシダントに起因するスモッグ（空気が白く、または黄色く霞んで見える状態）のこと。

光化学反応

物質が紫外線や可視光の刺激によっておこす化学反応。大気汚染物質の一つであるオゾン、主として二酸化窒素の光化学反応によって生成されていると考えられる。

公共用水域

河川、湖沼、海域の他、終末処理場の設置されていない下水道（雨水排除のための都市下水路）を指す。

黄砂

日本では毎年春先の主に3月-5月にかけて、空や地面を黄褐色に彩る現象が観測される。大陸の乾燥地帯（ゴビ砂漠など）や黄土高原などから、大量の微細な砂じんが風によって吹き上げられ、上空の偏西風に乗って遠距離を運ばれたのちに沈降し、あたり一面に黄色っぽい砂ぼこりが降り積もる。

【さ行】

ゼロカーボン

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」（人為的なもの）から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。（「カーボンニュートラル」と同義。）

【た行】

単独処理浄化槽

し尿処理だけに対応している浄化槽。単独処理浄化槽では、生活雑排水（台所、お風呂、洗濯等の排水）はそのまま河川にたれ流しにされてしまうため、新規設置は原則認められていない。

沖積層

約1～2万年前以降に形成された比較的新しい地層。河川等により運ばれた砂や礫、泥等が堆積して形成される層であり、一般に軟弱であることが多い。日本の平野部の大部分は沖積層からなる平野である。沖積層に含まれている地下水やその下部にある洪積層の地下水を大量にくみ上げると、馳走内の間隙水圧が低下して未固結泥質層が圧密収縮し、地盤沈下が起こりやすい。

等価騒音レベル (LAeq)

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して、時間平均したものをいう。国際的にも騒音の評価値として広く使用され、騒音の発生頻度や継続頻度を含めた評価が可能である。

【な行】

二酸化硫黄

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質である。

【は行】

ばい煙

「大気汚染防止法第2条第1項」では、次の物質を「ばい煙」と定義し、排出基準を定めている。

- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- (2) 燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、カドミウム・塩素等の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で、政令で定めるものをいう。

廃食用油

てんぷら油など食用油の使用後の油。生活排水として公共用水域に排出すると水質が汚濁する。そこで水質浄化及び資源の業務再利用の面から、廃食用油を回収・再生し、飼料、塗料、石けん等の原料として有効利用される。

パワー平均

騒音の大きさは、物理量である音のエネルギーを対数で圧縮し、取り扱いやすい数値していることから、その平均はそれぞれの騒音レベルを一度エネルギー量に戻して、算術平均したうえで対数圧縮して求めること。

ピークレベル

一定時間内で測定された騒音レベルの中の最高値を意味する。

粉じん

一般的には、大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質の総称。大気汚染防止法第2条第4項では、粉じんは、「物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」と定義されている。

【ま行】

面的評価

幹線道路に面した地域（原則として道路端から50mの範囲）において、個々の建物（住居、学校、病院等）の騒音レベルを推計し、環境基準を超過する戸数や割合を算出する道路交通騒音の評価方法を指す。

【英数字】

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。また水質汚濁防止法（1970）に基づく排水基準が定められている。この値が高いとDOが欠乏しやすくなり、10mg/L以上で悪臭の発生等がみられる。

DO（溶存酸素）

水中に溶けている酸素の量のこと。河川や海域の自浄作用、魚類などの水生生物の生活には不可欠なものであり、一般に魚介類が生存するためには3mg/L以上、好気性微生物が活発に活動するためには2mg/L以上が必要で、それ以下では嫌気性分解が起こり、悪臭物質が発生する。

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が1996年に制定した環境マネジメントシステム規格のうち、PDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図ることをめざす仕組み。

NO₂（二酸化窒素）

窒素酸化物の一種で、赤褐色の空気より重い気体。工場のボイラーや自動車のエンジンなどが発生源となる。燃料を燃やすと一酸化窒素が発生し、空気中の酸素と結合して二酸化窒素になる。光化学スモッグの原因となるほか、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となる。

pH（水素イオン濃度）

一般に「水素イオン濃度」といわれることもあるが、正確には、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値。pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。

PM2.5（微小粒子状物質）

浮遊粒子状物質のうち、ディーゼル車を主な発生源とする粒径2.5μm以下の小さなもの。健康への影響が強く懸念されている。

SPM（浮遊粒子状物質）

大気中に浮遊している粒子状物質で、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のもの。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼす。

SS（浮遊物質）

水中に浮遊または懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質のことで、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、分解物、付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死ぬこと、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがある。

75%値

年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値のことをいい、BOD及びCODについて、環境基準と比較して水質の程度を判断する場合に用いられる。

4 羽島市環境基本条例

○羽島市環境基本条例

平成31年3月20日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出（以下「環境の保全及び創出」という。）について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創出は、市民が健康で文化的な生活を営むために環境と共生し、豊かで快適な環境を適切に保全し、さらに向上させ、この環境の恵みを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創出は、全ての者が可能な限り環境に優しい行動に取り組むことにより、環境への負荷が少ない持続的に発展することが可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創出は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、相互に協力して行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、私たちの日々の生活が地球環境に密接に関わっていることに鑑み、全ての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創出に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策

定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、自ら行う事業の実施に当たって、環境への負荷の低減に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、発生する廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、互いの立場を尊重し、必要に応じて協働するように努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、羽島市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第17条に規定する羽島市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民等が環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創出に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の促進）

第12条 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創出に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境に関する情報の提供）

第13条 市は、環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（推進体制等の整備）

第14条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創出に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

（財政上の措置）

第15条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第16条 市は、環境の保全及び創出を図るため広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（審議会の設置等）

第17条 市は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、羽島市環境審議会（以下「審議会」という。）を置くものとする。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全及び創出の基本的事項及び重要事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 委員の任期は2年とし、再任を防げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第 18 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

5 羽島市美しいまちづくり条例

○羽島市美しいまちづくり条例

平成12年3月28日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等ごみの散乱、ふん害及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等ごみ 空き缶、空きビン、プラスチック等の飲食料容器、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くずその他これらに類するごみをいう。
- (4) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫をいう。
- (5) 回収容器 空き缶、空きビン、プラスチック等の飲食料容器を回収する容器をいう。
- (6) 土地の所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 飼い主 飼い犬等の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）
- (8) 雑草の繁茂 その所有し、占有し、又は管理する土地に雑草等が生い茂り、又は枯れたまま放置されている状態をいう。
- (9) ふん害 飼い犬等のふんにより、道路、公園その他公共の場所を汚すことをいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、清潔で美しいまちづくりの推進を図るため、互いに協力し、地域の環境美化に努めなければならない。

2 市民等は、みだりに空き缶等ごみを捨ててはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行う場所及びその周辺の環境美化に努めるとともに、事業活動によって生ずる空き缶等ごみの散乱防止について、消費者に対する意識の啓発に努めなければならない。

2 自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の雑草の繁茂を防止しなければならない。

2 土地の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、みだりに空き缶等ごみが放置されないよう必要な措置を講じなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、飼い犬等のふん害の防止に努めなければならない。

2 飼い主は、飼い犬等のふん害を防止するため、ふんを処理するための用具を携行し、飼い犬等が道路、公園その他公共の場所でふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、環境美化に対する意識の啓発等の必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を推進するため必要があるときは、関係機関等と連携するものとする。

(市の施策への協力)

第8条 市民等、事業者、土地の所有者等及び飼い主は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するものとする。

(指導及び助言)

第9条 市長は、市民等、事業者、土地の所有者等及び飼い主に対し、空き缶等ごみの散乱、ふん害及び雑草の繁茂を防止するため必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第10条 市長は、第3条第2項、第4条第2項、第5条第1項又は第6条第2項の規定に違反した者に対し、空き缶等ごみの散乱、ふん害及び雑草の繁茂を防止するため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条の勧告を受けた者が正当な理由がなく従わないときは、期限を定めその勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

【編 集】令和8年3月作成

羽島市役所 生活環境部 生活環境課

〒501-6292 羽島市竹鼻町 55 番地

TEL 058-392-1111 (代表)

FAX 058-391-2100

E-mail seikatsu@city.hashima.lg.jp